

にしがた



水のある風景

▲佐潟〈新潟市〉

Contents

- 『ねんきん特別便』…年金記録の確認にご協力ください
- 算定基礎届は正しく届出しましょう
- 海の家割引券をご利用ください

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ 0570-05-1165

保険診療を受ける場合は、被保険者証を提示しましょう

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp> 社会保険庁年金ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

【職場内で回覧しましょう】

「ねんきん特別便」

— 年金記録の確認にご協力ください —

社会保険庁では、全ての年金受給者の方と現役加入者の方へ「ねんきん特別便」をお届けいたします。緑色の封筒でお届けしますので、届きましたら必ずご確認をお願いいたします。



年金受給者の方と現役加入の方で
発送の時期が異なります。

- 年金を受けておられる方…本年4月から5月までの間
- 現役加入者の方…本年6月から10月までの間

※3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」をお届けしている方は、年金記録に「もれ」がある可能性が高い方ですので、特に注意してご確認ください。

まず、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。結びつく可能性がある記録についての具体的な情報を提供いたします。

年金記録のご確認をお願いいたします。

- 年金記録に「もれ」や「間違い」がないか、十分にご確認をお願いいたします。
- 「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

年金支給額が増えた例 (A男さん75歳の場合)

13カ月分のお勤め期間の記録もれが見つかり、これからの年金受給額が年額で約5万円増え、過去に受給できた年金として約53万円をまとめて受け取れました。

年金記録が変われば、正しい年金額をお受け取りいただけることとなり、年金額が増える可能性が高いので十分にご確認ください。

ご家族の方にも届きます。

ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴についてご一緒に記憶をたどってみるなど、多くの方からご回答いただけるよう、ご協力をお願いします。(ご家族でも、お一人おひとりに届く時期は異なります。)



お問い合わせは

「ねんきん特別便専用ダイヤル」へ!



0570-058-555

受付時間

- 月～金曜日 午前9：00～午後8：00
- 第2土曜日 午前9：00～午後5：00

※IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
 ※一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。
 ※左記以外の受付日時については、社会保険庁HPで
 ご案内しております。

ご相談は、お近くの社会保険事務所または年金相談センターへ
 ※新潟県社会保険労務士会でも無料相談を受付しています。

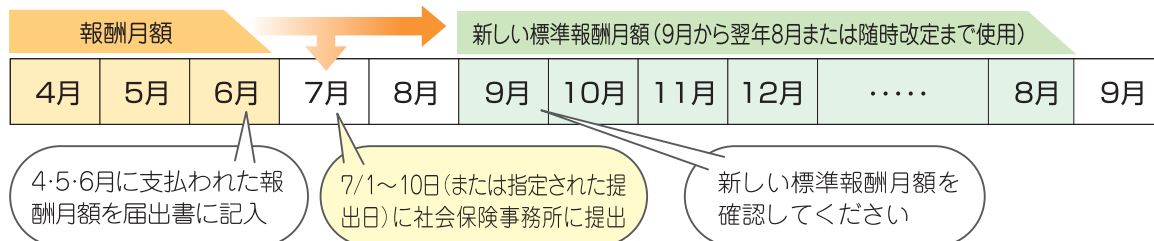
社会保険庁 ホームページアドレス <http://www.sia.go.jp/>

算定基礎届は正しく届出しましょう

被保険者が実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、全ての被保険者の報酬月額について毎年1回決まった時期に見直しを行い、実態にあった標準報酬月額の決定をすることになっています。これを**定時決定**といい、この届出を**算定基礎届**といいます。

算定基礎届は4・5・6月に実際に支払われた給与を対象として、7月に提出していただくことになります。

◆定時決定(算定基礎届)の基礎となる月と決定対象月



◆届出の対象

対象は、7月1日現在の全被保険者です。ただし、6月1日以降に被保険者となった人は除かれます。

◆届出の内容

4月・5月・6月に実際に支払われた報酬(税金等控除前の総支給額)、支払基礎日数および報酬の平均月額等です。その平均月額により標準報酬月額(=等級)が決定されることとなります。

なお、支払基礎日数が17日未満の月は、平均月額の計算から除くこととなります。

? 報酬とは

金銭・現物を問わず、事業主が労務の対象として支給する全てのものです。現物で支給されるものについては、標準価額などによって金銭に換算して計算します。

報酬になるもの(例)	
金 銭	現 物
基本給、諸手当(残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当など) 賞与等(年4回以上のもの)	食券、食事、社宅、寮、衣服(勤務服でないもの)、自社製品、通勤定期券(月額相当分金額)など

新潟県の現物給与の標準価額

平成16年4月1日適用(単位:円)

食				事				住宅	その他
1日当たり				1ヵ月当たり				畳1畳 1ヵ月 1,300	時価
朝	昼	夕	三食	朝	昼	夕	三食		
140	200	220	560	4,200	6,000	6,600	16,800		

※食事の標準価額の3分の2以上を本人から徴収する場合は報酬に算入しません。

? 支払基礎日数とは

報酬の計算の基礎となる日数のことをいいます。

日給者の場合は出勤日数となり、月給者の場合は出勤日数にかかわらず暦の日数となります。ただし、月給者でも欠勤日数分だけ報酬が差し引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を差し引いた日数が支払基礎日数となります。

社会保険事務局からのお願い

- 算定基礎届の提出の際には、算定基礎届総括表も同時に提出してください。
- パート等の短時間労働者は必ず、備考欄に「パート」と記入してください。
- 7月改定の月額変更届提出済者の算定基礎届については、備考欄に「7月月変提出済」と記載してください。

社会保険庁HPにも掲載されています。(http://www.sia.go.jp/seido/iryo/iryo09.htm)

月額変更届の提出をお忘れなく!

被保険者の受ける報酬が、昇給・降給または給与体系の変更などによって大幅に変わったときは、算定基礎届による定時決定より前に、報酬月額の変更（随時改定）が行われます。（標準報酬月額の改定月は固定的賃金変動月から4カ月目になります。）

下記の3つの条件に当てはまる場合に「月額変更届」を提出していただき、標準報酬月額の改定を行います。

1 固定的賃金に変動があったとき

固定的賃金とは…
支給額や支給率が決まっているものをいいます。

固定的賃金の例	非固定的賃金の例
月給、週給、日給、役付手当、家族手当、通勤手当、住宅手当、基礎単価、など	残業手当、能率給、日・宿直手当、皆勤手当など

2 変動月から引き続き3カ月間、各月の支払基礎日数が全て17日以上あるとき

? 変動月とは？

昇給などにより固定的賃金に変動があった月をいいます。（ただし、さかのぼり昇給等で差額が支払われたときは、実際に差額を支給した月になります。）

3 変動月から引き続き3カ月間に支払われた報酬（残業手当などの非固定的賃金も含めた総支給額）の平均月額による標準報酬月額と、従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき

なお、固定的賃金の変動のみでは2等級の差がない場合でも、残業手当などを含めて2等級以上の差になれば月額変更届の対象になります。2等級以上の差とは、固定的賃金だけでなく、非固定的賃金を含めた全ての報酬で判断します。

? 昇給したが報酬は逆に下がった場合は？

固定的賃金が上がったのに、残業手当などの非固定的賃金が減ったため、報酬が逆に2等級以上下がったという場合は、随時改定の対象外です。また、固定的賃金が下がったのに、非固定的賃金の増加で逆に2等級以上上がった場合も、同様に対象外です。

該当する場合は月額変更届の提出を

条件に当てはまる被保険者の、「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」を変動月以後3カ月間の報酬月額を記入の上、提出していただくことにより、4カ月目から標準報酬月額が改定されます。

標準報酬改定通知書が送付されたら

社会保険事務所から、改定年月と新しい標準報酬月額を記載した「標準報酬改定通知書」が送付されますので、該当の被保険者に新しい標準報酬月額をお知らせください。新しい標準報酬月額は、改定が6月以前に行われた場合はその年の8月まで、7月以降に行われた場合は翌年の8月まで使われることとなります。

社会保険事務局からのお知らせ

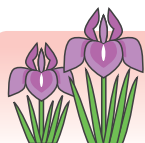
本年10月、政管健保は「協会けんぽ」



(シンボルマーク)

政府管掌健康保険は、現在、国（社会保険庁）で運営していますが、本年10月に新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなります。

現在お持ちの被保険者証は本年10月以降も切替が終了するまで引き続き有効であり、保険給付の内容に変わりはありません。協会に関する詳しい情報については、社会保険庁のホームページ（<http://www.sia.go.jp>）をご覧ください。



社会保険協会事業をご利用ください 無料 です

1 健康セミナーの開催 定員60名(定員になり次第締め切ります)

「メタボリックシンドローム」の恐怖と対策の必要性を知り、健康保持のために自分にあった運動を見つけませんか。

- ◆平成20年7月19日(土) 午後1時から
新潟厚生年金スポーツセンター共催
- ◆新潟市西区赤塚 新潟厚生年金スポーツセンターにおいて開催します。
- ◆体力測定・運動指導・保健指導などを行います。運動のできる服装で参加願います。

申し込み

「健康セミナー参加」と標記の上、参加者氏名・会社名を明記してFAX(025-290-3201)にてお申し込みください。

2 職場の健康づくり講習会への講師派遣

職場で働く皆さんの健康管理・健康保持増進の講習会等開催される場合、講師として「医師・保健師・栄養士・運動指導士等の専門家」を派遣します。

申し込み

新潟県社会保険協会のHP
<http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>
の申込書をご利用ください。

3 社会保険事務講習会の開催

社会保険事務を担当する皆さんを対象とした事務講習会を開催します。今回は、社会保険の仕組み(加入の手続き)について分かりやすく説明します。

日程 いずれの会場も時間は
午後1時30分から午後3時30分

日程	会場	定員
7月7日	新発田市 新発田カルチャーセンター	20名
7月9日	柏崎市 ワークプラザ柏崎	20名
7月11日	長岡市 ハイブ長岡	30名
7月14日	新潟市 新潟中央公民館	30名
7月16日	三条市 県央地場産業センター	20名
7月18日	上越市 ペアーレ上越	20名

申し込み

「事務講習会」と標記の上、講習会の会場名、参加者氏名・会社名を明記してFAX(025-290-3201)にてお申し込みください。

7月の社会保険相談のご案内

会場	相談日	時間	会場	相談日	時間
トキのむら元気館 (佐渡市)	16(水)	13:30~15:30	柿崎商工会※1	16(水)	10:00~15:00
	17(木)	9:00~11:00		阿賀野市水原公民館※2	16(水)
小出商工会	9(水)	10:00~15:00	村上市役所※2	9(水)	10:00~15:00
※1 糸魚川市役所	9(水)	10:00~15:00		23(水)	10:00~15:00
	23(水)	10:00~15:00	十日町地域地場産業振興センター クロス10	10(木)	10:00~15:00
		24(木)		10:00~15:00	

- 年金の相談:照会等には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書等を持参してください。

注) 佐渡市の時間(朱書)は受付時間です。

※1.糸魚川市と柿崎商工会の相談は予約制です。予約なしでも相談できますが、予約の方を優先させていただきますのでご了承ください。 予約連絡先 TEL.025-524-4111(上越社会保険事務所 庶務・年金給付課)

※2.村上市と阿賀野市の相談は予約制です。予約なしでも相談できますが、予約の方を優先させていただきますのでご了承ください。 予約連絡先 TEL.0254-23-2125(新発田社会保険事務所 庶務・年金給付課)

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています。

■五泉商工会議所 [五泉市郷屋川1-2-9]……………毎月第3水曜日(10:00~15:00)

■小千谷商工会議所 [小千谷市本町2-1-5]……………毎月第4月曜日(10:00~15:00)

■阿賀町役場 [東蒲原郡阿賀町津川580]……………毎月第3水曜日(10:00~15:00)

※五泉商工会議所は予約制です。 予約連絡先 TEL.0250-43-5551

※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承ください。

協会支部だより

海の家の
「割引券」を
ご利用ください

海の家 開設



今年も、被保険者や家族の方々の健康増進と仲間同士のレクリエーションなどに大いにご利用ください。

- ◆ 利用施設 …… 契約「海の家」全て共通です。
- ◆ 割引金額 …… 1枚300円割引です。各浜茶屋で差額を支払ってご利用ください。
- ◆ 利用券 …… 1枚につき1人のみ利用できます。

開設場所及び開設期間 各浜茶屋開設日～8月31日(金) 一部開設期間が異なる
ところがあります

- 関屋浜海水浴場 (新潟)
 - ・シーポイントニイガタ
 - ・こがねや ・幸楽
- 藤塚浜海水浴場 (新発田)
 - ・浜茶屋全店
- 番神海水浴場 (柏崎)
 - ・ブルーマリン
 - ・レッドアンカー
- 角田浜海水浴場 (巻)
 - ・泉屋
- 瀬波温泉海水浴場 (村上)
 - ・ウエルハートピア新潟瀬波
- 谷浜海水浴場 (上越)
 - ・清水屋 ・はまべ
 - ・きよし ・いそや
- 野積海水浴場 (寺泊)
 - ・まつや
- 石地海水浴場 (柏崎)
 - ・ニュー大磯
 - ・ココ・パームス一等茶屋
 - ・海の家日本海
 - ・ニューかもめ
- 間瀬海水浴場 (新潟)
 - ・竹の家

● 申し込み先 …… (財)新潟県社会保険協会各支部(各地区事務センター)

上越地区事務センター

管轄支部 上越支部・柏崎支部
住 所 〒943-0837
上越市南城町1-5-9
電 話 025-527-4880

中越地区事務センター

管轄支部 長岡支部・六日町支部
住 所 〒940-0061
長岡市城内町3-甲893-36丸山ビル601
電 話 0258-31-8090

下越地区事務センター

管轄支部 新潟東支部・新潟西支部・三条支部・新発田支部
住 所 〒950-0087
新潟市中央区東大通1-2-25北越第一ビルディング6F
電 話 025-290-3200

● 申し込み方法 …… 郵送により、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、お申し込みください。

コピーしてご利用ください

健康保険「海の家」割引利用券申込書

従 業 員 数		申 込 希 望 枚 数	枚
※利用券発行番号	—		
上記のとおり申し込みます。 平成20年 月 日 事業所住所 事業所名称			(印)
新潟県社会保険協会支部長様			

※印欄は記入しないでください。

財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページアドレス <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>